

春日部市
都市計画法第32条に基づく
同意及び協議等に関する
事務処理要領
(水路施設等)

令和4年4月

建設部 河川課

春日部市都市計画法第32条に基づく
同意及び協議等に関する
事務処理要領

目 次

春日部市都市計画法第32条に基づく同意及び協議等に関する事務処理要領	P 3
------------------------------------	-----

○ 各 様 式

第1号様式	都市計画法第32条の規定に基づく同意・協議申請書	P 7
第2号様式	都市計画法第32条の規定による開発行為施行同意書	P 8
第3号様式	公共施設の管理に関する協議書	P 9
第4号様式	中間検査依頼書	P 11
第5号様式	完了検査依頼書	P 12
第6号様式	公共施設工事の検査済証	P 13
第7号様式	地位承継承認申請書	P 14
第8号様式	地位承継承認通知書	P 15

春日部市都市計画法第32条に基づく同意及び協議等に関する事務処理要領（水路施設等）

（趣旨）

第1条 この要領は、本市（以下「市」という。）が管理する水路等について、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく公共施設の管理者の同意及び同条第2項の規定に基づく協議並びに法第40条に規定する土地の帰属に関する、市の事務手続き等について法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（同意及び協議の申請）

第2条 法第32条第1項及び第2項の規定による同意及び協議の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、同意申請書、協議申請書又は同意・協議申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に別表1の図書を添えて、市長に正本1部、副本3部を提出するものとする。

（申請書の審査及び受理）

第3条 申請者から申請書の提出があったときは、申請書の受理について、次により処理するものとする。

（1） 審査

- ア 申請書の記載内容及び添付図書が適正な形式で具備されているかどうか。
- イ 新たに設置又は整備する公共施設（水路等）について、法及び関係法令等に規定する基準に適合しているかどうか。

（2） 受理

- ア 申請書及び添付図書の審査の結果、受理することが適当と認められたときは、これを受理する。
- イ 申請書及び添付図書に不備等がある場合は、所要の指示をした上で再提出を求め、再提出を待って受理する。

（同意の通知）

第4条 市長は、申請書の内容が適正と認められるときは、法第32条第1項の規定による開発行為施行同意書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（協議の締結）

第5条 市長は、法第32条第2項の規定により開発行為により新たに設置される公共施設があるときは、申請者は第2条に定める申請書のほかに、別表2の図書を添えた公共施設の管理に関する協議書（別記第3号様式）を、正本、副本各1部を市長に提出し、協議を締結するものとする。

（内容の変更）

第6条 第2条から前条までの規定は、内容の変更について準用する。

(工事の完了届等)

第7条 申請者は、申請書に係る公共施設の工事が協議書で定めた工程が完了したときは、公共施設の検査依頼書(別記第4号様式)に公共施設完成図書等を添えて、市長に提出し、検査を受けなければならない。また、申請者は、必要に応じ、公共施設の間接検査依頼書(別記第5号様式)に公共施設完成図書等を添えて、市長に提出し、中間検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の公共施設の完了検査依頼に係る工事について適正と認めたときは、公共施設工事の検査済証(別記第6号様式)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の公共施設の検査依頼書に係る工事について適正と認められないときは、所要の指示をし、再検査するものとする。

4 市長は、第2項の交付があった場合においては、法第36条第3項の規定に基づく完了公告を行うものとする。

(土地の帰属等の手続)

第8条 申請者は、前条第2項の交付があった場合においては、市に帰属する水路等又は申請者と交換する土地に関する登記等の手続に必要な書類を開発調整課に提出しなければならない。

(同意・協議事項の地位の承継)

第9条 第4条に規定する同意を受けた者から地位の承継を行おうとする者は、地位承継承認申請書(別記第7号様式)に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 登記事項証明書(法人の場合)

(2) 地位承継の事実を証する書類

2 第3条の規定は、地位承継承認申請書の受理について準用する。

3 市長は、地位承継承認申請書の内容が適正と認められるときは、これを承認し、地位承継承認通知書(別記第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

4 第5条の規定は、前項の規定により承認する場合にこれを準用する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、市が締結した公共施設(水路等)の管理者の管理に関する協議書に基づきなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1) 第2条関係

	添付図書	同意申請書	協議申請書	同意・協議申請書
1	一般開発事業協議申請書 (写し) 又は、小規模開発 事業申請書 (写し)	○	○	○
2	案内図	○	○	○
3	位置図	○	○	○
4	委任状	△	△	△
5	公図(写し)	○	○	○
6	現況平面図	○	○	○
7	土地利用計画図	○	○	○
8	宅内雨水最終枡構造図 (側 溝、水路等への接続部詳細 図を含む)	△	△	△
9	宅内雨水貯留平面図 (面積 計算表、貯留量計算書を含 む)	△	△	△
10	水路等計画図 (平面図、縦 断図、構造図、付属物詳細 図)	△	△	△
11	新旧水路等対照図	×	△	△
12	新旧水路等求積図	×	△	△
13	開発区域内権利者一覧表	×	△	△
14	土地所有者の帰属承諾書	×	△	△
15	放流協議書等	△	△	△
16	その他必要な書類	△	△	△

○：全ての案件に必要

△：必要に応じて

×：不要

(別表2) 第5条関係

	添付図書	協議書
1	一般開発事業協議申請書(写し)又は、小規模開発事業申請書(写し)	○
2	案内図	○
3	位置図	○
4	委任状	△
5	公図(写し)	○
6	現況平面図	○
7	土地利用計画図	○
8	宅内雨水最終枋構造図(側溝、水路等への接続部詳細図を含む)	△
9	宅内雨水貯留平面図(面積計算表、貯留量計算書を含む)	△
10	水路等計画図(平面図、縦断図、構造図、付属物詳細図)	△
11	新旧水路等対照図	△
12	新旧水路等求積図	△
13	開発区域内権利者一覧表	△
14	土地所有者の帰属承諾書	△
15	放流協議書等	△
16	その他必要な書類	△

○：全ての案件に必要

△：必要に応じて

×：不要

春日部市長 あて

住 所

申請者 氏 名

電話番号

都市計画法第32条の規定に基づく（同意・協議）申請書

都市計画法第29条の規定による開発行為を施行しますので、

{
 都市計画法第32条第1項の規定に基づき同意を受けたいので
 都市計画法第32条第2項の規定に基づき協議を行いたいので

} 申請します。

記

開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
予定建築物等の使用別	自己用 非自己用

※都市計画法第32条第2項の規定に基づく協議申請が必要な場合以下を記入

新たに設置する公共施設				
公共施設の名称	概要	管理する者	土地の帰属	摘要
廃止となる公共施設				
公共施設の名称	概要	管理する者	土地の帰属	摘要

様

春日部市長

開発行為施行同意書（水路等の施設）

年 月 日付けで申請のあった開発行為施行同意申請書については、都市計画法第32条第1項により、水路等の施設管理者として同意します。

記

申請者	住所 氏名
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	
予定建築物の用途	
受付番号	水路 ○○－○○号
(条件) <ul style="list-style-type: none">・開発行為に関する工事に起因して既設の水路構造物及び水路境界標等を破損した場合は、申請者の責任において原形復旧を行うこと。・隣接地権者との協議につとめ、必要に応じ同意書を取り保管しておくこと。・開発行為の工事期間中の被害及び苦情が発生した場合は、責任をもって解決すること。	

公共施設の管理に関する協議書

水路 ○○-○号

年 月 日

	住所	春日部市中央六丁目2番地
管理者	氏名	春日部市 春日部市長
	住所	
申請者	氏名	

申請者 _____ と管理者 春日部市長 _____ は、都市計画法に基づく開発行為及び開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第32条第2項の規定に基づき下記のとおり協議しました。

記

1 新たに設置される公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理する者	土地の帰属	摘 要
		幅 員	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

2 廃止となる公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理する者	土地の帰属	摘 要
		幅 員	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

3 設計施工方法について

- (1) 水路等の構造については、春日部市開発行為等指導要綱により設計・施工するものとする。
- (2) 公共施設の設計・施工に関し、法令・条例に定めのある場合には、申請者はその手続き及び基準に従うとともに、市の各担当課と密接な連絡と協議のもとに行うものとする。
- (3) 公共施設の工事に関し、市は必要があるときは、その工事がこの協議書及び法令・条例のとおり施行されているか否かを確認することができるものとし、申請者においてもこの確認を求めることができるものとする。
- (4) 公共施設の工事の各工程において次の検査をうけること。
 - ・中間検査：必要に応じて
 - ・完了検査：設置される公共施設の完了後
- (5) 電柱は原則として全て民地内に設置するものとし、供給については東京電力（株）と別に協議すること。
- (6) 開発行為に関する工事に着手した後、付近に被害が発生した場合は、工事を中止するとともに速やかに市へ報告し、その指示に従うものとする。

4 一般的事項について

- (1) 申請者は、必要に応じて工事着手前に市に土砂運搬計画書を提出し指導を受けるものとする。
- (2) 申請者は、開発行為に関する工事によって周辺地の手直し工事の必要が生じたとき、または土砂運搬等によって公共施設等に破損が生じたときは遅滞なく市に報告し、市の指示により原状回復の措置を講ずるものとする。

5 公共施設の用に供する土地の帰属について

- (1) 開発行為によって設置される公共施設の用に供される土地（水路等）は、開発行為の工事完了公告の日の翌日に市に帰属するものとする。
- (2) 市に帰属する土地の所有権移転の登記は嘱託登記とし、嘱託書の調整は市において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。

6 管理について

- (1) 開発行為に関する工事に関連して、申請者が行った公共施設（水路等）の工事施工に起因する故障があった場合の補修については、公共施設引き渡し後1年間は申請者が行うものとする。

7 その他について

- (1) 申請者は、工事期間中の被害及び苦情が発生した場合は責任をもって解決するものとする。
- (2) この協議書に定めのない事項並びに本協議書に変更の必要が生じたときは、申請者及び市が協議のうえ定めるものとする。
- (3) 公共施設の帰属書類は完了検査時まで提出するものとする。

中間検査依頼書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所

依頼者 氏 名

電話番号

さきに協議した開発行為に係る公共施設(水路等)の工事について、指定工程に達したので、公共施設の管理に関する協議書の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。

記

協議書締結日	年 月 日
同意書番号	水路 号
開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
中間検査を受けようとする指定工程の内容	
※ 検査日時	年 月 日・ 時 分
※ 検査員	
※ 検査結果等	

- 備考 1 依頼者は公共施設の管理に関する協議書の申請者・同代理人・工事施行者のいずれでも可。
 2 ※印の欄には、記入しないこと。

完了検査依頼書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所

依頼者 氏 名

電話番号

さきに協議した開発行為に係る公共施設（水路等）の工事について、完了致しましたので、公共施設の管理に関する協議書の規定により、下記のとおり完了検査を依頼します。

記

協議書締結日	年 月 日
同意書番号	水路 号
開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
※ 検査日時	年 月 日・ 時 分
※ 検査員	
※ 検査結果	合 否

- 備考 1 依頼者は公共施設の管理に関する協議書の申請者・同代理人・工事施行者のいずれでも可。
 2 ※印の欄には、記入しないこと。

公共施設（水路等）の工事における完了検査証明書

水路 ○○-○号
年 月 日

様

春日部市長

下記の公共施設（水路等）の工事は、 年 月 日検査の結果、公共施設の管理に関する協議書の内容に適合していることを証明します。

記

1. 協議書番号 水路 ○○-○号
2. 開発区域に含まれる
地域の名 春日部市
3. 特記事項

第7号様式

地位承継承認申請書

年 月 日

春日部市長あて

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け水路 ー 号の都市計画法第32条第1項の規定による開発行為施行同意書に係る地位の承継の承認を申請します。

記

- 1 開発行為施行同意書を受けた者の住所及び氏名

住所
氏名

- 2 地位承継に係る権原を取得した年月日

年 月 日

- 3 取得した権限の内容

添付図書

登記事項証明書（法人の場合）、地位承継の事実を証する書類

〇〇 〇〇 様

春日部市長

地位承継承認申請書

年 月 日付けで申請のあった地位の承継について、承認します。

記

1 地位承継承認申請者の住所及び氏名

住所
氏名

2 都市計画法第32条第1項の規定による開発行為施行同意書

年 月 日付け 水路 一 号

3 地位承継に係る権限を取得した年月日

年 月 日

4 取得した権限の内容